住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について

1. 支給限度額等

①支給限度基準額は原則、**生涯で 20 万円**

（例　初回に 15 万円の住宅改修を行った場合、次回は 5 万円までが支給対象、超えた分は自費）

※要支援・要介護度による限度額の差はない

②転居した場合及び介護度が著しく重くなった場合、例外として改めて 20 万円の利用が可能

※著しく重くなった場合…介護度が 3 段階上がった場合（着工日時点の介護度が基準）

「要支援 1」　→　「要介護 3」以上

「要支援 2」「要介護 1」　→　「要介護 4」以上

「要介護 2」　→　「要介護 5」

残額や介護度は、事前に電話等で要確認！！

③支給は原則、償還払い。一時的な支払いも困難な場合には、受領委任払いも可能。

※受領委任払いが可能な事業者かどうかは、長寿安心課へお問い合わせください。

（工事事業者と市が受領委任払い契約を結ぶ必要があるため）

基準金額は設定していませんが、事前相談時に口頭で申し出てください。

※対象外＝給付制限中・２割負担以上の方

2. 支給対象になる工事（別紙 1 参照）

①手すりの取り付け

②段差の解消

③滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

④引き戸等への扉の取替え

⑤洋式便器等への便器の取替え

⑥その他、①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

夫婦で改修か所が重複するのは、不可

例）屋外スロープ（段差解消）を夫婦で按分

3. 住宅改修の申請書類

事　前　相　談

★窓口での申請者＝原則担当の介護支援専門員、又は地域包括支援センター職員

※改修内容に関連した生活状況も聴取するため

①事前相談書…相談者は原則、被保険者本人（**コピー不可**）

②住宅改修が必要な理由書…**担当の介護支援専門員、又は地域包括支援センター職員が作成**

※当事者の状況、家屋の状況、日常生活の動線等を踏まえ、将来に向けての状況を考慮したうえで内容を検討するため

※「利用者の身体状況」「介護状況」「日常生活動作」等記載内容と改修工事内容が関連するように記載

③住宅所有者の承諾書…被保険者と住宅の所有者が異なる場合（同居家族であっても必要）

共有名義の場合でも、被保険者以外の承諾書が必要（**コピー不可**）

④見積書…被保険者本人宛（**フルネーム**）になっているかを確認

工事を行う箇所、内容及び規模を明記、材料費・施工費・諸経費等を適切に区分して記載

⑤間取り図…工事個所のみでなく、日常生活の動線等が確認できるものが望ましい

⑥改修前の写真…日付が確認でき、どこの壁・段差なのかが分かる写真（至近距離過ぎないもの）

支　給　申　請

①支給申請書…相談者は原則、被保険者本人（**コピー不可**）

※振込口座が被保険者本人以外の場合、委任状は不要

②領収書…被保険者本人宛（**フルネーム**）になっているかを確認（**コピー可**）

③工事内訳書（請求書）…被保険者本人宛（**フルネーム**）になっているか、領収書の金額と同一か要確認

④改修後の写真…日付が確認できるもの（事前相談時と同様の角度で撮影することが望ましい）

※受領委任払いの場合、①～④の他に、以下の書類も必要

Ⅰ　支給申請及び受領に関する委任契約書

Ⅱ　受領委任払請求書

4.　申請時の注意点

①事前相談は、工事着工予定日より余裕（1 週間前が望ましい）をもって申請してください。

②事前相談時と金額・工事内容等に変更がないか確認してください。

※大幅な変更がある場合には、着工前にご連絡ください。

③新規・変更・更新申請をかけている場合は、認定結果が出てから支給申請をしてください。

※要介護認定申請中の場合

認定申請中の事前相談、改修工事は可能だが、支給申請は認定結果が出てからの申請

万が一、非該当の場合には、全額自己負担（自費）となる

新規申請の場合は、負担割合も結果が出てからしか判明しないため、要注意

※病院や施設に入院（入所）中の場合

退院（退所）が決まっていて、予め改修する必要がある場合には、入院（入所）中に事前相談、改修工事は可能だが、支給申請は退院（退所）後

万が一、退院（退所）できなかった場合には、全額自己負担（自費）となる

※転居を予定している場合

転居することが決まっていて、予め改修する必要がある場合には、転居前の事前相談は可能

ただし、住宅改修を行うのは、住民票を異動して介護保険被保険者証の住所を変更してからとなる

それ以前に行われた住宅改修は、支給対象外となるため、全額自己負担（自費）となる

5.　その他

①支給申請は、月末締めの翌月末日払いとなる（償還払い・受領委任払い）

②負担割合（1 割・2 割・3 割）は、領収書記載日時点での負担割合を適用する

③住宅改修を行った月に給付管理が発生しない被保険者の場合、住宅改修理由書作成費が請求可能（2,000 円＋消費税）

④介護保険の対象となるのは「被保険者の身体状況から必要性がある」ことが大前提

※「将来車椅子になった場合に備えて…」等の申請は不可

※「家族が付けた手すりを頑丈なものに付け替えたい」等の申請は、身体状況からの必要性ではないため不可

⑤「間口の拡張」「壁の撤去」は住宅改修で認められない工事 ➡ 支給対象外

⑥「資産形成につながらない工事」ということが前提 ➡ 老朽化による交換工事は対象外
マンション等の共有部の工事は対象外

⑦ 現住所地（介護保険被保険者証の住所）である住宅のみに適用可